



平成 29 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 七十七銀行
代 表 者 名 取締役頭取 氏家 照彦
(コード番号 8341 東証第一部・札証)
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 小林 淳
(TEL 022-267-1111)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 7 月 28 日開催の取締役会において、当行の業務執行取締役および執行役員（以下、「取締役等」という。）に対する「業績連動型株式報酬制度」の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 17 日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 2,758,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 549 円
(4) 処分総額	1,514,142,000 円
(5) 処分予定先	①日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口・76097 口） ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口・76137 口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当行は、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、「業績連動型株式報酬制度」の導入を平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会及び平成 29 年 6 月 29 日開催の第 133 回定時株主総会において決議しております。

本自己株式処分は、「業績連動型株式報酬制度」を導入するために、当行が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する 2 つの役員報酬 B I P 信託契約（以下、「各信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対して行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に取締役等に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に対して 0.72%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 368,510 個に対する割合 0.75%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当行株式は株式交付規定に従い、取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、「業績連動型株式報酬制度」の詳細につきましては、平成 29 年 5 月 12 日付で公表いたしました『株式報酬型ストックオプション制度』の廃止および『業績連動型株式報酬制度』の導入について」をご参照ください。

【各信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当 行
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
信託契約日	平成 29 年 8 月 15 日
信託の期間	平成 29 年 8 月 15 日～平成 33 年 8 月 31 日（予定）
制度開始日	平成 29 年 8 月 17 日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議日の直前 1 ヶ月間（平成 29 年 6 月 28 日から平成 29 年 7 月 27 日まで）の株式会社東京証券取引所における当行株式の終値の平均値である 549 円（円未満切捨て）としております。当該取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の当行株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 7 月 27 日）の終値 537 円に 102.23%（プレミアム率 2.23%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前 3 ヶ月間（平成 29 年 4 月 28 日から平成 29 年 7 月 27 日）の終値の平均値である 520 円（円未満切捨て）に 105.58%（プレミアム率 5.58%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前 6 ヶ月間（平成 29 年 1 月 30 日から平成 29 年 7 月 27 日）の終値の平均値である 514 円（円未満切捨て）に 106.81%（プレミアム率 6.81%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条および証券会員制法人札幌証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上